

# 企業法務相談室



【第47回】

弁護士 溝上 武尊

2010年大阪大学法学部卒業、12年京都大学法科大学院修了、13年弁護士登録。18年4月より弁護士法人イノベンティアに勤務。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際取引法、M&A、一般企業法務の分野において、相談、各種契約書・社内文書の作成・レビュー、訴訟・交渉の代理等に携わっている。

## デジタルプラットフォーム取引透明化法

が施行されました。

オンラインモール、アプリストア、SNS等のデジタルプラットフォーム（以下「DP」ともいいます）は、今や私たちの生活や企業活動にとって欠かせない存在です。企業にとっては、オンラインモールに自社の商品を出品したり、アプリストアで自社サービス用のアプリを提供したりすることにより、多くのユーザーに対する商品・サービスの提供が可能になります。DPは、革新的なビジネスや市場を生み出す重要な役割を担っています。

しかし、公正取引委員会が実施した実態調査では、オンラインモールの出店者やアプリ提供者からの指摘として、規約の一方的変更によって手数料を引き上げられ、新しい決済システムの利用を強制される、出店者等の取引データやアプリユーザーの情報をDP提供者の直接販売に利用される、検索・表示順位の基準が不透明である、検索結果において不当に下位に表示されるといった内容が報告されました。このような行為は、優越的地位の濫用等の独占禁止法違反行為にも繋がりが得るものです。

そこで、DPにおいて、イノベーションの維持・促進とのバランスを保ちつつ、取引の透明性・公正性の向上を図り、公正かつ自由

な競争を促進するための規制として、デジタルプラットフォーム取引透明化法を制定するに至りました。この法律の特徴は、DP提供者に対して一定の不当行為を禁止するのではなく、情報開示や自主的・自律的な取組を求めるという点にあります。

### 規制対象事業者

デジタルプラットフォーム取引透明化法によって規制される事業者は、特に規制の必要性が高い一定規模以上のDPを運営する「特定デジタルプラットフォーム提供者」（以下「特定DP提供者」ともいいます）に限られます。

「デジタルプラットフォーム」とは、コンピュータを用いた情報処理により構築され、商品等を提供しようとする者の情報を表示する「場」を多数の者に提供するオンラインサービスのうち、利用者の増加に伴い他の利用者の便益が著しく増進されるという効果（ネットワーク効果）があるものと定義されています（二条一項）。例えばオンラインモールにおいては、出店者の数が多ければ多いほど購入者が集まり、購入者が多ければ多いほど出店者が集まるという関係があり、このような場合にはネットワーク効果があるといえます。

### 今回のご相談

最近、デジタルプラットフォームを規制する新たな法律が施行されたと聞ききました。どのような内容の法律ですか。

### はじめに

令和二年五月二七日、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（デジタルプラットフォーム取引透明化法）が成立し、令和三年二月一日、同法

そして、経済産業大臣は、事業規模が政令で定める売上額や利用者数の規模以上であるDP（特定デジタルプラットフォーム。以下「特定DP」といいます）の提供者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定します（四条一項）。政令によれば、当面は国内売上額三〇〇億円以上のオンラインモール、国内売上額二〇〇億円以上のアプリストアが指定の対象となります。

### 規制の概要

#### ① 提供条件等の開示

特定DP提供者は、利用者に対して特定DPの提供条件を開示する際、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、経済産業省令で定める方法に従う必要があります（五条一項）。経済産業省令では、明確かつ平易な表現を用いること、利用開始前及び利用中にいつでも容易に参照可能であることのほか、外国語の提供条件には翻訳文が必要であることが定められています。

特定DP提供者が出店者やアプリ提供者に対して開示すべき提供条件としては、特定DPの提供を拒絶する場合の判断基準、特定DP提供者の指定する商品の購入等を要請する場合の内容・理由、商品等の情報に順位を付ける場合の順位決定に用いられる主要な事項、特定DP提供者が出店者等の売上額の推移に係るデータ等取得・使用する場合のデータ内容・条件、出店者等が当該データを取得・移転することの可否及び可能な場合のデータ内容・方法・条件、出店者等による苦情申出・協議申入れの方法、そのほかに経済産業省令で定める事項が挙げられています。

#### （同条二項一号）

また、特定DP提供者が出店者等に対して提供条件とは異なる取引の実施を要請する場合、継続利用中の出店者等に対して特定DPの一部の提供を拒絶する場合（例えば特定商品の出品停止措置）等には、その内容・理由を開示することが原則です（同条三項）。

さらに、特定DP提供者が出店者等に対する提供条件を変更する場合には、合理的な日数を確保した日（変更により生じる作業・調整のために一五日より長い日数を要することが見込まれるとき）又は一五日前の日までにその内容・理由を、特定DP提供者が継続利用中の出店者等に対して特定DPの全部の提供を拒絶する場合には、三〇日前の日までにその旨・理由をそれぞれ開示することが原則です（同条四項、経済産業省令）。

#### ② 相互理解の促進を図るために必要な措置の実施

前記実態調査では、出品停止等の処分についてオンラインモール運営事業者に相談しても何の解決にもならなかった、規約の解釈についてアプリストア運営事業者にあらかじめ相談することができないといった指摘も寄せられました。このような手続面における公正性の欠如に対処するため、特定DP提供者は、出店者等との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければならぬと定められています（七条一項）。経済産業大臣が当該措置に関する指針（同条二項）を公表しており、公正性確保や苦情処理・紛争解決のための体制・手続の整備、国内管理人の設置等に関する具体的な取組例等が紹介されています。

#### ③ モニタリング・レビュー

特定DP提供者は、毎年度、一定の事項（事業概要、苦情処理・紛争解決、情報開示の状況、前記②の措置、自己評価）に関する報告書を経済産業大臣に提出することが求められます（九条一項）。

経済産業大臣は、報告書の内容等に基づいて特定DPの透明性・公正性を評価し（同条二項）、評価結果を報告書概要とともに公表します（同条五項）。特定DP提供者は、当該評価結果を踏まえて透明性・公正性の向上に努める必要があります（同条六項）。

### 独占禁止法との関係

前記のとおり、特定DPにおいては独占禁止法違反行為が生じる懸念があるため、経済産業大臣は、特定DP提供者の行為が「不正な取引方法」に該当すると認めるときは、公正取引委員会に対して適当な措置を請求することができるが、被害が多数に及ぶなど重大な事案では請求が義務付けられます（一三条）。

### 実務への影響

DPについては、ネットワーク効果によって独占や寡占が生じやすいため、多くの企業は、専ら出店者やアプリ提供者の立場にあるものと思います。デジタルプラットフォーム取引透明化法の施行により、特定DPに関する契約条件が明確になり、契約解釈等について運営事業者と協議しやすくなるのが期待されます。運営事業者の対応が十分でない場合には、経済産業大臣に対する申出（一〇条一項）の活用も検討するとよいでしょう。